

12月定例町議会

定数2人減、横芝町議会議員の定数条例制定

12月6日から21日までの16日間を会期として、12月定例町議会が開催されました。

今議会では、一般職・特別職の給与及び議会議員の報酬関係条例の一部改正並びに一般会計補正予算など6議案が審議され、原案のとおり可決されたほか、議員発議案として提出された町議会の議員定数を2人減し16人とする、横芝町議会議員の定数条例が制定されました。また、5議員に対する辞職勧告決議案は否決されました。

計補正予算

個人住民税の減額を行うとともに、分担金・負担金、国・県支出金、前年度繰越金等を財源として、共同利用施設整備間接補助金等の空港騒音対策費、乳幼児医療対策、高齢者インフルエンザ予防接種補助金などに充てるため、歳入歳出予算の総額に4,806万5千円を追加し、総額54億7,037万2千円とした。

▼平成13年度横芝町介護保険特別会計補正予算
国・県交付金及び前年度繰越金等を財源として、不足が見込まれる保険給付費及び関連する事務費などに充てるため、歳入歳出予算の総額に7,340万8千円を追加し、総額5億8,260万9千円とした。

◆発議案

▼横芝町議会の議員の定数を定める条例の制定

◆認定
平成12年度一般会計及び4特別会計歳入歳出決算について、決算特別委員会委員長報告のとおりこれを認定した。(詳細は6・7P)

◆議案

▼一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
厳しい経済・社会情勢を踏まえ、国家公務員及び県職員の給与改定に準じて、一般職の職員の期末手当の支給率引下げ及び特例一時金の支給等を行うため所要の改正を行った。

これら2議案は、一般職の職員に準じ期末手当の支給率を引下げるため所要の改正を行った。

▼人権擁護委員の推薦

平成14年2月28日をもって任期満了となる、人権擁護委員の渡邊翼一氏を、引き続き同委員に推薦することに同意した。

▼平成13年度横芝町一般会

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成15年1月1日から改正後の地方自治法第91条(市町村議会の議員定数を定めた条項)が施行されることに伴い、旧条例を廃止し、議員定数を2人減し16人とする新たな定数条例を制定した。(この定数は、つぎの一般選挙から適用されます。)

▼請願
ただちにネギ・椎茸などのセーフガード本発動と、狂牛病の被害全面保証、コメの新政策の撤回等を緊急に求める意見書。及び、WTO(世界貿易機関)農業交渉に向けた意見書。を採択した。

▼議員の辞職を求める決議
議員視察研修の問題で5議員に対して出された、議員辞職勧告決議案を否決した。

◆副議長辞任
八角健一氏から出された副議長の辞職願いを許可し、後任として佐藤晴彦氏を選出した。

